

令和7年12月

金山町議会臨時会会議録

金山町議会

招 集 年 月 日	令和7年12月25日
招 集 場 所	役 場 議 場
開 会	午 前 1 0 時

目 次 12月25日（木）：第1日目 P 1 ～ P28

令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木曜日）

令和 7 年 1 2 月 金山町議会臨時会 会議録
(第 1 日目)

令和7年12月金山町議会臨時会 会議録

令和7年12月25日
午前10時00分開会

1. 応召議員

1番	矢口政一議員	2番	五十嵐優一議員
3番	中村忠行議員	4番	寒河江宏一議員
5番	須藤典夫議員	6番	宮林聡志議員
7番	大場洋介議員	8番	星川智子議員
9番	沼澤道也議員	10番	栗田保則議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 10名

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 4番 寒河江 宏一 議員 5番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 関 啓 幹
教 育 長	鈴 木 英 樹	総 務 課 長	川 崎 勉
町民税務課長	長 倉 章	環境整備課長	三 上 裕 一
教 学 課 長	佐 藤 英 樹	産 業 課 長	庄 司 紀 一 (併農業委員会事務局長)
健康福祉課長	欠 席	総合政策課長	柴 田 直 樹
会 計 管 理 者 (兼出納室長)	古 澤 幸	診療所事務長	松 澤 和 仁

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後 藤 隆 行

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出議案の一括上程
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 提出議案の説明
- 日程第6 議案審議
- 日程第7 閉会

令和7年12月25日
午前10時00分開会

○栗田議長

皆さんおはようございます。

はじめに、正野健康福祉課長から、欠席届の提出があり、受理しておりますので、ご報告いたします。

本日の出席議員数は、10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和7年12月金山町議会臨時会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○栗田議長

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番の寒河江宏一議員と、5番の須藤典夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○栗田議長

次に、日程第2「会期の決定」を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開催され、協議されていますので、その結果について、矢口政一委員長より報告を求めます。

○矢口議員

それでは、わたくしから、先ほど、特別会議室におきまして、議会運営委員会を開催し、本日の会期等について、協議を行いましたので、ご報告いたします。

本日開会の令和7年12月 金山町議会臨時会の会期は、本日1日とすることとしましたので、ご報告いたします。

○栗田議長

ありがとうございました。

お諮りします。

本臨時会の会期は、ただ今、矢口委員長の報告のとおり、本日1日と決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3 町長提出議案の一括上程

○栗田議長

次に、日程第3「町長提出議案の一括上程」を行います。

議第101号 令和7度金山町一般会計補正予算（第9号）

議第102号 令和7年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議第103号 令和7年度金山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議第104号 令和7年度金山町水道事業会計補正予算（第3号）

議第105号 金山町公の施設の指定管理者の指定について

以上、5件を一括上程します。

日程第4 提案理由の説明

○栗田議長

次に、日程第4「提案理由の説明」を求めます。町長。

○町長

みなさん、おはようございます。本日は、年の瀬を迎え、何かとご多忙の中、金山町議会12月臨時会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案いたします議案は、議事日程にありますように、議第101号から議第105号までの5件であります。

その内容は、補正予算 4件、その他 1件 でございます。

はじめに、議第101号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第9号） でございますが、歳入歳出に8,944万8千円を追加し、補正後の総額を55億3,584万8千円とするものでございます。

その内容といたしまして、はじめに、12月16日の国の補正予算成立により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付が決定されたことによる補正予算となります。

まず、町内の中小企業におきましては、最低賃金引き上げ等に伴う労務費のアップやエネルギー価格だけでなく原材料費などの経費高騰により、厳しい経営環境が見込まれますことから、中小企業等物価高騰対策支援事業費補助金としまして、事業規模に応じた支援を行うこととするものです。

具体的には町内に事業所を有する事業者につきまして、給与支払報告書の提出をしていただく従業員1人あたり2万円の補助を行うこととして、2,200万円を追加いたしております。

次に、冬期間の低所得者世帯の燃料購入に係る家計の負担軽減を図るための福祉燃料購入支援事業につきまして、当初予算及び10月補正予算で1世帯当たり1万円の250世帯分で250万円を措置しておりますが、更に支援を行うため、1世帯当たり2万円まで増額することとし、差額1万円の250世帯分、250万円を追加いたしております。

また、9月定例会の追加補正予算で可決いただきました、物価高騰対応町民応援商品券

1人5,000円につきましては、12月1日より2月28日までの使用期間としておりますが、既に充当しております国の補助金513万8千円のほか、一般財源としておりました1,786万2千円に、この度の交付金を充当することとし、予算の組み替えを行っております。

同じく9月の追加補正予算で可決いただきました、高齢者、障害者、子育てに係る町内4つの社会福祉施設に対する物価高騰対策支援給付金110万円につきましても、一般財源で措置しておりましたが、この度の交付金から100万円を充当することとし、予算の組み替えを行っております。

以上が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、この度計上する補正予算であります。これとは別に、国の「物価高対応子育て応援手当」を計上いたしております。

具体的には、令和7年9月の児童手当支給対象児童並びに令和7年10月1日から令和8年3月31日まで出生の児童を対象としまして、1人2万円の児童手当が支給されることとなり、児童手当支給事業において通信運搬費3万9千円、手数料3万9千円、扶助費1,132万円をそれぞれ追加いたしております。

なお、今回の重点支援地方創生臨時交付金につきましては、交付額も大きく、別途新年度予算編成の中でも効果が期待できる事業に配分することも考慮しているところであり、今後さらなる検討を行うこととしております。

続きまして、物価高騰対策以外の補正予算の内容についてですが、初めに、会計年度任用職員の人件費につきましては、12月補正予算で計上漏れがありましたことから、70万7千円を追加いたしております。

次に、総務課関係では、非常用電源装置設置工事の管理委託料として52万3千円を追加いたしております。

次に、総合政策課関係では、今後の公共施設改修等に備えるため、資産活性化基金積立金5,000万円を追加いたしております。

次に、町民税務課関係では、交通安全推進事業におきまして、サポカーの購入に係る高齢者安全運転支援事業費補助金を、申請数の増加により50万円を追加いたしております。

次に、環境整備課関係では、町民の皆様の除排雪作業の負担軽減のための除雪機購入費補助金を、申請数の増加により5件分50万円を追加するとともに、マルコの蔵の利便性向上のためフリーWi-Fiを設置する工事請負費39万6千円を追加いたしております。

次に、教学課関係では、中央公民館のロータリ部分にある下水道柵の老朽化による修繕料として92万4千円追加いたしております。

以上の財源につきましては、国庫支出金、県支出金、普通交付税、基金繰入金、町債を増額し調整いたしたところです。

続きまして、特別会計の補正予算3件についてですが、議第102号 令和7年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）では手当4万1千円、議第103号 令和7年度金山町介護保険特別会計補正予算（第4号）では共済費20万円、議第104号 令和7年度金山町水道事業会計補正予算（第3号）では手当1万4千円の増額と、いずれも12月補正

予算で計上した会計年度任用職員の手当や共済費に計上漏れがありましたことから、それぞれ計上するものです。

最後に、議第105号 金山町公の施設の指定管理者の指定について ですが、去る12月17日に行いました指定管理者選定委員会のプロポーザル審査の結果、グリーンバレー神室一带の指定管理候補者として ライズ・大平（おおひら）ホテル共同事業体（代表者 株式会社ライズ 代表取締役 鷺尾晋（すすむ））が、また、金山町街角交流施設等の指定管理候補者として 株式会社金山の未来（代表取締役 澤野美香）がそれぞれ選定されましたので、今般提案するものです。

以上、5件につきまして、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○栗田議長

どうもありがとうございました。

日程第5 提出議案の説明

○栗田議長

次に、日程第5「提出議案の説明」を議題とします。

お諮りします。

会議規則第38条第2項の規定により、提出議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出議案の説明を省略することに決定しました。

日程第6 議案審議

○栗田議長

次に日程第6「議案審議」に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、

議第101号から議第104号までの4件

議第105号の1件

とに分けて行い、採決を一議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑を、

議第101号から議第104号までの4件

議第105号の1件

とに分けて行い、採決を一議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第101号から議第104号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい、沼澤議員。

○沼澤議員

9番、沼澤です。

いきなりですが、今回はこの物価高騰対応重点地方創生臨時交付金。この使い方についての質問をします。

いきなりこんな質問もそうですが、もしマスコミが来た場合、今回の町のこの対応についてどういうふうに答えるか。これ聞きたい。なぜそれを聞くかという、私も老人になってきましたので、かなりテレビを見ます。朝から晩まで、お米券だのなんだのかんだのって。これすごいです。

つまり、みんな町民はみんな町にお金が入ってくると。これは町の判断で自由に使っている金だ。こう、みんな思ってる。私も思ってます。だから今回の臨時議会は、そういう問題意識を持って私はここに参加しました。

そうしましたら、さっき総務課長の説明を聞いたら、確かに9月議会でそういうものが来るらしいからという見込みの中で、町民に5,000円相当のあれが配布されたというのは知ってました。

それで、その時に払ったものを、今度は返すと。そのお金で返すと。こういう事務処理で、事務処理だけでいいのかっていうことです。何が言いたいかというと、この施策はかなりこれ政治的、政策的な要素を含むものだと私は思ってます。

だから、マスコミも中央レベルも含めて、これだけ集中して取材がされている。だからもし町長、マスコミが来て、今回の判断はどういう考え方で、どういうふうに考えてこういう処理しましたかというふうに聞かれたときにどう答えるか。

即これは町民に対する説明にもなる。そこで町民は、そうかと、そうかと。役場の判断間違いないと。こうなれば何も問題ありません。

今言ったように、日本国中がここに今注目されているんです。ただ、各市町村の判断に任せるとは申すものの、で、決してこの今の予算に対して大反対するつもりは私はありません。賛成します。

ただ、今後こういうふうにしますということ、もう少し具体的に挙げたらどうかということなんです。繰越明許にして、来年やんばい使いますよ。或いは極端に言えばよ基金に積んで取り崩してまた使いますよというふうになるのか。

何回も言うようにこれは政治的かつ政策的な要素を含む質問となります。という、この

考え方という判断するのは私だけが間違ってるのかな。分かんないけども。まあ、一般的にはテレビを見ている人たちはそういう見方をする。あのとき、こうしてやったべ。あのときの金こっちに戻すか、戻したら、後でまた工面するからと。これで本当に町民の方々は満足するか。別に不満はないということになるのか。

私はちょっと心配なところもあるもんで、町長に、もしマスコミから聞かれた場合はどう答えるかと。

この提案説明じゃない。もちろん提案説明大事にしなきゃいけないけども、そうじゃない裏の考え方、或いは今後の考え方。例えば2月28日まで、5,000円券が有効だとすれば、即、3月からすぐ使えるように、残ったお金で、なんぼ使うかは別にしても、皆さんにもう一回やりますというふうに期待を持たせて、今回のこの件について、やんばい納めるのか。これは私の過度な心配事とすれば、私は反省しますけども、もし、このことについて答えてくれるとすれば、答えて欲しいというのを私の質問にします。以上。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。ただいま沼澤議員から、今回の重点支援交付金の関係の使途についてということで、大きい形の見方についてのご質問がありました。

今回提案をさせていただく内容は先ほど申し上げた内容ですし、議会運営委員会でも説明をさしてもらったわけですが、その中でちょっとダブるところもあるかもしれませんが、今回の額ってのは、やっぱりそれぞれの町村すごく大きい金額が交付されることになりました。

そうした場合に、こちら側としまして、どういったものがふさわしいか12月の上旬あたりから、各課の方に考えて欲しいというようなことで、それで提案をいただいて、具現化にできるものをやるというような内容で進めてまいりました。

その中で、今現在も、沼澤議員からありましたけれども、テレビ等で、やはりこの使途について様々な、何ていうか議論というか、様々な話が出てるってのは、本当に毎日のようにというようなことがあるかと思います。

具体的にはお米券の扱いということが一つあるかと思いますが、これらについても、話の中では浮上してはいたわけですがけれども、やはりお米の生産地であり、或いは生産農家はとにかく米を買うということではないと思いますし、それからよくやっぱり町内の皆さんも、私も含めてですが、それぞれ縁を通じて購入したりもらったりということで、なかなかお米券をそのままこう有効に活用ということの、やっぱり地理的な感じがあるとちょっとやっぱりずれるかなという思いもありまして、少しお米券についてはちょっと見合わせるという、場合によっては今のところ支給しない方向で今考えているところであります。

その他に個人に対してというところの話もいくつか出たところであるんですが、例えば

ですけれども水道料の基本料金の減免という話も題材としては出たんですけれども、やはり口座振替等が、今なされていることが大方というところで、大方っていうか、かなりの部分を占めている中で、それを減免してもなかなかこう、個々にとってはいわゆる減免されたなという、感じが薄いのではないかなというようなこともありますし、またやはり町の、要するに公費公的な負担をそちらで支援するというのは、やはりこの経済的なプラス効果といえますか、そういったものもちょっと乏しいということも考えられましたので、それらもちょっと今時点では見合わせというところで、まずはそうした場合にさっきもあったかと思いますが、11月中に配布させていただいた地域商品券が12月1日から2月末まで、有効期間等をしているものでありますから、これが1人5,000円ずつだということもありましたので、その部分をまず有効にこの期間使っていただくということで、その部分にこう充当させてもらうものを一つの方法として考えたところであります。

あとまた、事業支援ということで、先ほど申し上げたような、事業所自体も、労務費、それから様々な資材経費、電気料等、それらにつきまして、やはり経費のアップによって、経営が厳しくなっている状況があるというようにところで事業所支援をまずは、今回こうやるということに踏み切ったところであります。

今後のことを考えた場合に、これも先ほどちょっと申し上げましたが、新年度予算においても当然、先ほど地域商品券の期限が切れる。そういった場合4月以降に、新年度予算でそれなりの町民の皆さんにこう、還元ができるような支援というのは当然考えていくというところを、一つの柱として今考えてる部分がございます。

具体的な数字について、まだはっきりしてませんが、ある町村では、今時点で1人2万5,000円の商品券というような、すごくインパクトが強い、そういう打ち出しをされたところもございますけれども、その意味では、この段階では、なかなかそこまでは踏み切らない。場合によってはその、先ほど新年度予算という話をしましたが、さらに、今の状況が、少しずつ他の市町村も、やはり周りの雰囲気を見ているというところもなきにしもあらずだと思います。

それらで、さらに有効な手だてというかそういったものが、打ち出されてきているなというところについては、今のスケジュール感ではっきりはいたしませんけれども、1月或いは2月に別件のこともあって、臨時議会ということもお願いする機会も考えている部分もございます。

その間に、そういったところのいい情報といいますかそれらが、有効な手だてとして打ち出せるというものに当たった場合には、新年度を待たずに、そういった臨時議会あたりでそれらを提案させていただくということも考えられるかなと思っております。

そういう意味では、今時点で様々考えましたけれども、やはりまずは、これぞというものを今回提案をさせていただいたということですので、まだまだこれから、有効な手だてということでさらに知恵をしばって打ち出すということは当然必要なことだろうというふうに思います。

これらが今、先ほど沼澤議員からいうと、いわゆるこちらの提案説明ではなくてマスコミからもし問い合わせ来たところへの、何ていうか取材に対しての答えとしては満足というふうなことではないかもしれませんが、まず今時点では、そういったことを総合的なことの判断のもとで、今回の内容を打ち出させてもらったということでありますので、これで本当に先ほどもありましたけれども、当然まだまだ今回の交付額が大きいわけでございますので、より大きい効果が見込める支援策なり、事業なりということが見出せれば、その時点、或いはやっぱりこう新年度に、それを打ち出すというやり方をさせていただければというふうに思っております。まずはそんなところで申し上げたいと思います。

○栗田議長

沼澤議員。

○沼澤議員

今回のこの政策は、政府の考え方としては、物価高対応、物価高にどう対応するか。これ一つ。もう一つは、短期的な要素を含む、短期的に国民に対してやると。これは来年度予算でいいなだって話です。まず。それと政策的対応。要するに三つのその要素を含んだ、お金の出し方をする。私はこういうばらまきよりも、正直言うとばらまきよりももう少し、この岩盤政策というかな、全体的に、もう少し経済が順調にいくような施策ってのは必要なんではないかというふうに私は思ってますよ。

でも、国民が選んだ政党が決めた。これに従って、我々は動かざるを得ません。だとすると今回の政府の目標である、もう一回言います。物価高対応と短期対応と政策対応。大きく言えばこれ三つを含んで、やっぱり各町村、県は判断しないといけないんじゃないかというふうに思っていたんです。こういうふうに決めましたのでよ。私は反対するつもりありません。ただ、今言ったように、町民がどういう反応を出すのか。

つまり私が言いたいのは、政策的配慮とかこういうので、事務的な話じゃないということです、この今回の対応は。事務的な話で決まる話じゃないということなんです。だから、いろんな意見がこれから出てくると思います。

正月、本当は正月前にまた3,000円ぐらい、5,000円ぐらい足して配布できたら、これは大変すばらしい町だというふうに町民が言うと思ってました。

だから、そういう判断を今回するのかなと思って期待をこめて、今回、議会に来たところでしたが、ちょっと余りにも事務的な判断が多すぎるんじゃないかということをちょっと指摘して、私の質問を終わりにしたいと思います。終わり。

○栗田議長

はい。他に質疑ありませんか。はい、中村議員。

○中村議員

3番、中村です。それじゃ私からは、議第101号 金山町一般会計補正予算（第9号）説明書の15ページ、お願いします。15ページの8款2項3目 冬期交通対策費について伺いたいと思います。

この補正については、除雪機の購入費補助金だと思うんですけども、議運でも説明は聞いたんですけども、この除雪機購入補助金、補正で上がるってことは、町民のニーズが高いということだというふうに受けとめるわけなんですけれども、この、除雪機購入の補助金。ぜひただの雪対策だけではなくて、もっと幅広い効果を期待するような事業にならないかなあというふうに思ったわけです。

それでまずこの補助金の要件を、まずはちょっと確認させてもらいたいんですけども。私の考えですと、雪対策だけではなくて、例えば高齢者支援とか、或いは、要配慮者の雪の処理とか、いろいろ雪にまつわる課題を広く解決できるような事業になったらということで、例えばなんですけれども、購入先、これ制限があるのか。事業によっては、町内企業から買った場合は幾らで、町外企業は幾らというケースがあるんですけども、購入先の要件。それから先ほど言ったように例えば自宅だけではなくて、近隣の高齢者とか、要配慮の必要な家庭の雪の処理、このようなことも行いたいとなった場合は、例えば補助額、いろいろと変更があるのか。

それから町では、小規模農業機械補助金ありますけれども、よく町の補助ですと、町の補助、機械の補助を使った場合は別の事業を受けられないというようなケースもあります。その辺この度の除雪機の購入補助金、こういう制限があるのか。この辺分かりましたら、お願いします。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

それではただいまご質問いただきました、除雪機購入補助金につきまして、ご説明いたします。まずこの除雪機購入補助金につきましては、補助率が4分の1で10万円を上限としてございます。それで補助対象者につきましては、特に制限はございません。町民の方個人に対して、補助しているものでございます。

この補助金の創設にあたりましては令和4年度から実施しておりまして、まず雪対策、高齢者、要配慮者含む一般の方。雪処理が非常に大変だということで、まず定住対策になるというようなこともありましたので、こちらも近隣の市町村の、こういった補助等も調べまして、当町も実施したものでございます。

まず購入先の制限があるかということなんですけれども、除雪機につきましては様々な種類があると思います。例えば小型の除雪機ですとか、ホイールローダーも使うと思いますし、バックホーや農機具のアタッチメント等ございますので、これは町内・町外関係なく、購入先はよろしいということで補助はそのような対処をしております。

それと高齢者の家庭の雪処理のそのために買った除雪機であれば、補助額の増減等あるかということでございますけども、現在は先ほども申し上げました通り、4分の1以内で10万円ということで、それが要件につきましては、このような形で特にございません。

3つ目の質問でございますけども、補助がダブったりとかしないか、農機具のようなものということでございますけども、先ほども申し上げましたとおり、農機具用の除雪機のアタッチメントとして使えるってことですので、もしかしたら農機具自体が何か補助があったとしても、アタッチメント自体、それに単独でこちらで補助するような制度となつてございます。以上でございます。

○栗田議長

中村議員。

○中村議員

はい。ありがとうございます。

まず購入先、先ほど沼澤副議長から商品券の話ありましたけれども、商品券は、商品券そのものの物価対応の考えと、それから町内商店、企業の産業振興も含めた事業となるということで、これを同じような考え方ですれば、町内商店とかから購入した場合は幾らかを上げてもらうという考え方もあるんじゃないかなと思いますし、あと要配慮の住宅の間口除雪を近隣住民が行うというケースはありますけれども、現状なかなかその受け手っていうか、近隣の住宅まで配慮する余裕がないっていう、人がいないという状況がありますので、この辺をぜひ解決するためには、近隣の高齢者の間口除雪を行うってなった場合は幾らか増額するとか、いろいろ考え方があると思うんで、今回は、これで、今年度はこの制度で、このままいくしかないとは思いますが、来年度に向けて検討することができれば、検討していただきたいというふうに思います。

それから町の雪対策について、12月8日の議会報告会で、雪に対するご意見がございました。というのは、現在の役場庁舎、第2庁舎の十字路から小学校までの通学路についてです。冬季間、ここ最近、バス、通学バスが学校まで行ってるっていうことで、冬期間路肩に雪が積まれると、路幅がもともと狭いのがさらに危険になるというご意見で、ぜひこの危険な状況を、対策をお願いできないかっていうお話があったんですけども、ここで私以前除雪に従事したことがあったもんですから、回答させてもらって、通学路の脇にある水路、それから大堰、この辺はまず水上がりが頻発する箇所であって、なかなか水路に雪を落とすっていうのは難しい状況ですということ。それから、例えば、水路に蓋をかければいいんじゃないかっていうふうに私が思っていたんですけども、なかなか水利組合の方々のご意見も、同意も得るのが難しそうだっていうお話も聞いたことがございます。

このようなことから、現時点では、なかなかすぐに打つ手はないとは思いますが、この辺、今後、対応がどのように考えているのか伺います。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

はい。それではただいまの質問3つほどいただきましたので、お答えさせていただきます。

除雪機購入につきましては、町内の事業所で購入した方が経済的にもよいというのは、十分分かりますけども、この補助金創設した当時も、その辺、相当議論なったようでございます。この除雪機購入につきましては、新車、新しいもの以外でも、中古でもいいということで、できるだけ購入費も抑えて、購入する方の負担も少なくなるということで、町外のそういった事業所等も使えるような形で町内だけで探すとなかなかないということで、このように、町外もということで創設しております。

なお町内について、補助金の増額ですとか、間口除雪の2つ目の質問の、間口除雪される方の補助金の増額につきましては、今後とも検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あともう一点。12月8日の議会報告会でいただきました、金山小学校線の除雪につきましては、こちらにつきましては、主に金山小学校の通学に配慮して、ドーザーで水路側の方に押しており、その雪が路肩に残ってしまって、道幅がその分狭くなっている状況はこちらも認識しております。こういったご指摘を受けましたので、これまで以上にこまめに排雪を行うこととしますので、ご理解をお願いいたします。

なお中村議員よりいただきました蓋掛けについてですけども、先ほどなかなか雪が水路から、すいません、水路方面の雪が、直接落ちると水上がりになるってことで、そういったことがあるんですけども、実際はパラパラとこう落ちていってその分が少なくなっている状況で、水上がりならない程度に落ちている状況でございます。その辺、除雪隊につきましても、その分よく見ながら除雪しております。

なお蓋掛けしてしまいますと、その分雪が流れないということになるので、その分やっぱり雪が残ってしまって、道幅が狭くなる状況が早めに訪れるっていうか、そういった状況もあります。

また金山小学校線はご存知の通り、半たわみ舗装でその水路につきましても、石積の水路でございます。こちらあの、町を紹介する上でも景観上、大変重要な箇所となっておりまして、こちらのパンフレットと、町を紹介する上で一番最初に出てくるような地域でございますので、そういった点あることも考慮いたしまして、蓋掛けすると、ちょっと景観上、ちょっといかがかなということもございますので、その辺どのようにしたら、これを解決できるのか、今後とも検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○栗田議長

中村議員。

○中村議員

検討をお願いして質問を終わります。

○栗田議長

他に質疑ありませんか。ありませんか。

はい、寒河江議員。

○寒河江議員

4番、寒河江でございます。

私からはですね、商工会、商工会費ということで、本来経済対策として、各企業に従業員1人当たり2万円というお金を配布するということで、会社としても嬉しいことだなと思っておりました。そんな中で、この従業員っていうのは、この配布するには、いつを基準にしてやるのかということでございます。

それと併せてこの経済対策についてですね、この経済対策については国としては、やっぱり地元の国会議員であります鈴木農林大臣もお米券という話も出てました。そのお米券じゃなく、こういう方式をとったっていう、お米券を配布しないですっていうことは、どのような理由でやったのか。この二点についてお聞きしたい。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。寒河江議員のご質問にありました、中小企業の中小企業等物価高騰対策支援事業費補助金2,200万円、このたび予算計上させていただいております。

基準日になりますけども、雇用人数の算定に当たりましては、給与支払報告書につきまして、1月1日現在で1月31日まで町の方に提出義務がございますので、それに記載されている雇用人数に、2万円を掛けた金額で各事業所に支払いをしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○栗田議長

町長。

○町長

あと、後段の質問ではお米券の配布についての見解を求められたと思いますので、先ほど沼澤議員のご質問のときも若干触れさせていただいておりますが、お米券自体は、やはりこの市町村の考え方でございますので、それを配布をされると、県内では今のところ、長井市はすでに配布ということで決めておりますが、他のところでは検討中、或いは検討しない方向でまず大体いこうというところも10町村ぐらいということで、検討中というのもなかなか消極的だという雰囲気を感じてます。

当町としましても、先ほどちょっと触れましたけれども、やっぱり米の生産地からしまして、やっぱり生産農家は当然お米券でお米を、当然お米券以外も買えるということはありませんけれども、まずお米を購入すること自体が、割合としては若干減るということと、それからあと、町内の世帯の中でも、縁故を通じて購入したり、いただいたりということで、お米を購入される方は当然いらっしゃることは分かりますが、必ずしも考えられるほど、その効果がお米券によって発揮されるというところについては、若干弱さを感じたところもございます。

そんなことで、まずはお米券の配布はいたしませんけれども、それに代わるものをまず様々考えていくと。それでまず今回はその一部についてまず、事業化する部分とあと今後さらに検討を加えてよりその効果の高いと判断されるものについては、予算化をさせていきたいと、そんな思いでございます。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

はい。産業課長の方からは、1月1日から1月31日までの従業員数で配布するというところでございました。そして町長からは、今、お米券を使わないで、こういう方向ですということ、やはりそれはやはり、議会としても、やはり、この部分はやっぱり町民に知らせなければならないことなので、お聞きしたところでございます。

もう1点ですね、先ほど副議長言ったかなと思うんですけども、残りの金額、残金あるわけですけども、それを早くですね、やはり年度内に出してもらえば、やっぱり町民の方もうれしく思うのではないかなと思いますけども、その辺のことについても、今後ぜひ検討していただいて、お願いしたいと思います。終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第101号から議第104号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第101号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第101号は、原案のとおり可決されました。

次に、議題102号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第102号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第103号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第103号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第104号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第104号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第105号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。はい、星川議員。

○星川議員

はい。8番、星川です。

今回ですね、指定管理者、神室の方が「ライズ・大平ホテル共同事業体」に決まりました。

これ神室全体を一括で管理するというので、現在、キャンプ場除いてですね、あまり経営の方がうまくいってない現状です。今回、プロポーザルでいろんな事業案、提案してきたかと思うんですけども、それはこれからホテルの稼働率、良くないところを上げていく。今回12月議会でも、ホットハウス神室の減収という報告がありましたけれども、それも改善していくということだと思うんですね。

スキー場に関しては、去年ライズさんから指定管理受けていただいたんですけども、これもあまりうまくいってないかと思います。

それが、天候といいますか気象状況で、これ変わってくるということで、今回も20日の日ですか、20日の日でしたっけ。オープン、これが伸びてしまったわけですね。これ、スキー場だけはどうしても天候が関係してきて、この経営っていうかそれに影響してくると思うんですけども、去年もあまり雪が降らなかった。今年も、まだ雪が降っていない暖冬である。ということで、これから5年間ライズさんに、スキー場も運営していただくわけですけども、これからは、予想としては、順調に雪が降ってくるという確証もありませんし、他のホテルの経営とかキャンプ場、あとお風呂、ホットハウスなんかは天候関係なく事業の企画だけで、これ改善していく余地はあると思うんですが、スキー場だけは、天候が一番関係してくるのかなと思ってます。

それで、指定管理料もそのまま大きな問題がなければ、そのまま支払われるわけですけども、今回も支払われたと思います。

来年度から5年間、このスキー場。特にスキー場に関しては、どのように執行部で経営

を見ていくのか。その他もです。ホテル、キャンプ場、ホットハウス。この指定管理、1億近く毎年かかっているわけですが、指定管理になって、どういうふうに見ていくのか。そういうところをちょっと伺いたいと思います。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。私の方から回答させていただきたいと思います。

このたび指定管理業者ということで、新たな民間事業者を入れて、経営改善並びに一番大きいところはホテル、グリーンバレー神室一帯にお客さんを誘致していただくということがメインで、単なる施設管理をしていくというところではないかと思っています。

グリーンバレーの運営については、これまで時間をかけて、いろいろ議会の皆さん、町民の皆さんにもお話をしてまいりました。財政悪化に伴いましてグリーンバレー神室の見直しということで、町の方から、一旦は提案させていただいたところでもございます。

振り返りますとスキー場の廃止、温泉施設の廃止でホテルをやっていくという経営方針を、一旦は町の方からお示しさせていただいたところではありますが、町民、また議員の皆様からも、ぜひ温泉、あとスキー場の継続を望む声があつて、このたび指定管理という方向でグリーンバレー一帯を、これまでやってきた内容を変えずに実施していくこととして、この度、5年間はまずやる方向で準備を進めてきたところでございます。

確かに、星川議員がおっしゃられますように、全国的に見ても、スキー場については、かなりもうやめてるところが多い状況にもあります。ただ町民の意見、あと町の議員の皆様のお伺いしますと、まずはこの5年間やっていこうということで、ここ数年、準備を進めてまいりましてこの度、新たな指定管理事業者を指定していきたいということで、町の方でお示したところでございます。

この指定管理っていうのは5年間、まず相手の民間事業者と協定を結んで進めることでございますので、この5年間については、この度の指定管理事業者の事業計画並びに指定管理料というのは、この内容で進みます。

ただその5年先っていうのは、改めてグリーンバレー神室一帯のあり方については、継続して検討していく必要があると思っております。

観光客で見ますと、国内の人口は減少しておりまして、国民の旅行者というのは、もう絶対的にこれから人口減少に伴いまして、減ってまいります。

一方で、インバウンドっていうところに、全国的に見ますと、主要な観光地はかなり見えておりますので、そこを、うちの町としても引っ張ってきたい方向で、今、県の最上総合支庁の観光室とかと調整をしながら、今、台湾とフランスに何とか道筋をつけられないかということで、準備を進めているところでもございます。

この度グリーンバレー神室一帯をお受けする民間事業者におきまして、提携している

スキー場でも、そのインバウンド、台湾からスキー客を連れてきて、その方々が結構長期的にもう1か月単位で滞在するっていうことも提携のスキー場でやられておりますので、そういったところをグリーンバレー神室でも事業展開できるのではないかとということで、期待してもいいところでございます。

最後になりますけども、グリーンバレー神室一帯の経営の安定化については、まずはお客さんに来てもらうっていうことが大優先なんですけども、5年先の今後のあり方については、改めてまた継続的に検討が必要かと思います。以上になります。

○栗田議長

星川議員。

○星川議員

はい。庄司課長の説明聞きますと、インバウンドについては展望が明るいと期待したいと思います。

スキー場に来ていただくにはやっぱり雪がないと、多分来てもらえないんじゃないかなというところがちょっと懸念しているところで、以前田辺さん、ホテル頼んで、ペット同伴の部屋を作って、新しい企画で運営していったわけですけども、それもちょっと不発に終わってしまったというところが、すごくこの企画倒れがもう本当にがっかりするところでした、それでこっちとしては不安があるわけですけども、第3セクターを解体して民間業者に運営していただくということで、これからいろいろ注視して見ていながら質問もしていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。終わります。

○栗田議長

町長。

○町長

若干補足というか確かにやっぱりこう、こちらとしては第3セクターの公社を解散して、より民間の力にこうやっぱりこう、様々なアイデアといいますか、そういった効率的なやり方を導入していただくと。そこに期待をして、今回そういう指定管理の公募という形をとりました。例えば今回神室一帯を担っていただくということで、スキー場単体の指定管理だとスキー場だけになりますから、それだと、この金額ということはバチッと決まりますけれども、総合的に、今回のその事業者さんが、スキー場、温泉、ホテル、レストラン、そこら辺を一体的にすることで、横の何ていうか繋がりといいますか、それらをおある程度一本化できるというか、そういったよさも期待をしている。発揮はこれからだもんですから期待しかないんですけども、そういったところで、より効率化を図って本当に今、多大なその指定管理料を少しでも安くやっていただけるようなところを、ぜひ望んでいるところでもあります。

あとさつき産業課長が、5年先の話もちょっと触れておりましたが、その思いは私も同

じであります、そういう意味で、まずはこの5年間、指定管理者にこれを決めていただくところで頑張ってください。それで、ただでも、あくまで5年先を見るには、5年、4年目辺りを見るのでは遅いと思いますので、場合によってはやっぱり3年目あたりから少なくとも状況が、1年、3年間の状況などをつぶさに確認をしていきながら、あと2年、どんな展開になるかを予想しながら、次の5年をやっぱりこう見据える。場合によってはやっぱり大きなナタを振るうというか、そういったこともあるかもしれません。そういったことが必要だというふうに思います。

あとまた先ほど星川議員のご質問の中についていうか、ペットについては不発という言葉がありましたけど、不発まではいかない。今もじわじわと、そんなに思ったほどの効果がぐっと出たかっていうと、そこは正直そうでもないんですが、それでもやっぱり安定的に利用をしていただくりピーターもいらっしゃるということで、全面的にあれが駄目だったということではないと思っています。

そんなことで今も継続してペトルーム、ペットを持参のルームは継続しておりますので、その辺りも、より新しい利用客といいますかペットを利用して、ホテルを利用したいという方を発掘してもらえる可能性もあるかと思っていますので、そこら辺は、やはり本当に駄目な場合はそこだけを切り捨てるという考えも当然出てくるかもしれませんが、今のところ低位安定というとあれですが、低位から中位、安定的にペット利用のお客さんはいらっしゃる状況ではありますので、もう少し本当は来て欲しいところありますけれども、そんな状況です。

その意味では、やはり民間の発想というかそういったことについて、より誘客に繋がる発想といいますか、そういったことを本当にやっていただけるのは、やっぱり第3セクター、公社よりはという思いをしておりますので、今回そういう形で新たなこうスタートさせていただきますが、それらを私どもも当然注視しながら或いは、注視にプラス途中途中やっぱりこう確認分析をして、その次の展開については、より方向性を見定めるといいますか、そんなふうにしていきたいと思っています。

○栗田議長

星川議員。

○星川議員

町長からペットを同伴の部屋についてお話あったわけですが、少しずつそれが定着していくのであれば、ライズさんではそれを活用するプレゼンみたいのはあったんでしょうか。

それとあと、お風呂のホットハウスの方も経営するわけですが、実施設計で中がどうかっていうのは私たちも分かりませんし、経営企画、ホットハウスを経営する企画に関しては、その設計について希望みたいな、こういうホットハウスは、企画を持って経営したいということがあれば、設計の中に盛り込んでいかなきゃいけないと思うんですけれ

ども、まだ実績が上がってきてないんで、そういうところちょっと分かったら、お願いします。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。この度の「ライズ・大平ホテル共同事業体」におかれましては、特に大平ホテル様におかれましては、蔵王温泉で「善七乃湯」ということで旅館をやられております。ホームページ上で確認なんですけども、ペットの足湯、専用の貸切風呂とか、愛犬特別メニューとかですね。あと、ペットのお預かりルームなど、かなり力を入れてやられているということと、指定管理事業者のプレゼンテーションの中でも、専門家を配置して、ペットについては、一般のお客さん以上に丁寧に扱ってるっていう発言もございましたので、今あのホテルで3部屋のペトルームをやってるわけなんですけども、そういったところにアドバイス等をいただけるものと思っております。

また温泉についても、さすがに蔵王温泉なものですから、露天風呂に貸し切り風呂がこう7つもあったりしてますので、機会があれば、これから調整にはなるんですけども、設計者と打ち合わせ等に入ってもらってですね、それは予算の範囲内にはなるかと思うんですけども、アドバイス等をいただいて、対応していきたいと思っております。以上です。

○栗田議長

星川議員。

○星子議員

はい。ありがとうございます。終わります。

○栗田議長

他に質疑ありませんか。はい、須藤議員。

○須藤議員

はい。5番須藤です。よろしくお願いします。

私からは新しい指定管理者が決まったということで、ほっとしてるというところであります。私自身もですね、この今までの町がJRと一緒に、第3セクターで経営をしてきたわけなんですけども、これに関しては、大変厳しい経営を強いられて、その厳しさがね、赤字になってるということで、心配して、何度か質問をさせてもらってきました。

ただしですね、解消しないままに、今回、新しい指定管理者が決まったということ。それも今、民間の方々がね、3社もこの応募していただいたということで、まずはですね、今後に期待したいというふうに思っています。

そこでお伺いしたいんですが、今回解消するわけなんです、JRさんとの第3セクタ

一を組んでこれらの解散、解消しなきゃならないという仕事がまだ残ってると思います。それで、とにかく町長が社長でした。今もそうですけど。この第3セクターを解散する経緯、ここはですね、町長としてもそうですけども、社長としてもですね、やはりきちっと町民に経緯を説明する必要があると。これは、早急にやっていただきたい対応だと思いますね。

それで赤字だ赤字だということで、解散するということですが、すでに出資金に関しても全部使い果たして、その上、さらに残る負債もあるという報告は受けてますので、これらの対応に関してはですね、やはり町長としての責任はかなり重いというふうに思います。

平成10年から、開業したんでしたっけか。それからずっとJRさんと一緒に3セクターでやってきたんですが、なかなか大手と一緒にあったんですが、経営自体がですね、好転しなかった。この辺も含めてですね、やっぱり説明をきちっとする必要があるというふうに思います。

それでこれらの精算について、今後、いろいろ議会にもかかってくると思いますが、町のはですね、財政における将来の財政負担。こういうものにも全部関係してきますので、単なる解散するということにはとどまらないと思います。

説明の中身も、これからどんどん確認していきたいと思いますが、現段階で解散に至って、出資の配分もありますけども、これらの件に関して。それから、負債に関しての取り扱い、どんな風に考えているのか今時点で。町長の考え、社長としての考えでもいいし。お聞きしたい。

○栗田議長

町長。

○町長

第3セクターの株式会社グリーンバレー神室振興公社につきましては、議会の皆さんには全協等を通じまして、今の状況、そして、まずはこの会社については、今年度末、3月をもって解散をするというようなことは話をしてきたと思いますが、それで今、それに向けた具体的な解散に向けた手続きといいますかそういったことも様々JRさん側と町、これはいわゆる出資者が2社でございますので、そういった2社で、その話し合いをして、これまで2回、すでに出資者間協議ということを行っておりますが、その中で、どういった閉め方をやるというようなことについては、今協議をしてこれからもその協議を進めていくんですが、基本的に今の時点で想定する負債の額といいますか、債務の超過状態。今時点だとまだはっきりとはちょっと分かりませんが、大きな負債、債務超過状態とまではいかないんですが、年度末には、やっぱり確実に債務超過に陥るだろうと。そんなことで、債務超過ということも、解散の一つの協定書の中にその文言として、債務超過になったら解散ということもあり得るというようなこともありまして。あと、それらが、例えば飛躍的にV字回復が見込めるようであれば当然継続するわけですが、それらはなかなか

継続を望むのは難しいという判断から、今の状況で債務超過、今年度末にはそれに陥るだろうということで、まずは解散をとということで、まず出資者間でもこの協議をし、そしてまた、グリーンバレー神室振興公社の取締役会でも、決議をして確認をしております。

今時点で、大体負債の見通しとしましては、全体的には2,000万を超えるぐらいの金額が想定されております。いわゆるまだ資本金たる7,000万のうち、若干今時点は残ってるのがございますが、1,000万以上残っている状況ではありますけれども、これは逆に今度、長期債務がありましたので、3,000万をお借りして、次々もう返還をしておりますが、それらが1千数百万まだ500万だとか600万だか残る状態ですから、それら単純に下期割る状態です。プラス、やはり今年度の今の運営状況から推測しますと、大体2,000万を超えるぐらいの赤字状態が3月末に考えられると。

それに加えて、これも5日の全協でもご説明申し上げましたが、あとはいわゆる新しい指定管理の事業者さんが担ってもらう際に、引き継いでもらう財産といいますか、それらについても若干あります。それについては、株主、振興公社の財産として、2百数十万円の、今、簿価でいうとそういう金額がございますから、それらについても、次の事業者さんに担ってもらうには、町の方でその部分を買取りすると。そして次に、本当は同額で受け取っていただければ一番ありがたいんですが、なかなかそうもいかないかもしれませんが、そしたら貸与とか、何か別の方法になるかもしれませんが、ただでも、会社自体で今、財産として持ってる金額として2百数十万ありますので、それは、少しでも会社の方に対しては、町でやっぱ購入をして、用立てるというやり方しかないと思っていますので、2,000万、プラスその部分も、やっぱり町の負担としては出てくるだろうと思っています。

その中で、これは協定書の中身、若干触れるとやはり解散自体に債務が生じた場合には、出資者間の出資割合に応じて負担をし合うという文言が記載もされておりますので、こちら辺にJRさん側と再度打ち合わせをさせていただきましたら、当然、協定書の中に書いてる内容なので、それは尊重しますということは言っておりますから、最終的には51%、49%の割合でそれらを負担し合うというような状況になるかと思っています。

そんなことであとは、まだ少しこう、いわゆる解散までは時間が少し残ってるわけですが、今後の解散についての決議といいますか、そういった臨時株主総会とか、そういったものを開催して、それらを正式決定をするというふうになろうかと思いますが、基本的には3月末でというところの、今の方針には変わりはないところであります。

あとまた須藤議員の方から、町長責任の話もありましたが、当然取締役社長としての、これまで関わって、今もいるわけですし、その責任は大きいことは間違いないかと思いますが、それらをどういう形で責任を全うするかといった場合に、まず一つの方法として、次の指定管理にスムーズにまず移行させるということも一つであるかなというふうに思いますし、あとまた、いわゆる株式会社の性質上からして、個人にやっぱり責任が及ぶかというそれは、そうではないというふうに考えております。

役職として町長の職が、株式会社取締役社長ということにはなるわけですが、ですから具体的にこう申し上げますと例えば2千数百万の赤字が出て解散するときに、個人でそれらを負担をするまでの責任を負う必要があるかっていうそこは、正直そこまではないという考えであります。

とにかくスムーズな移行、或いは次年度を少しでもその現在の状況よりも好転するという形で、そういった期待を申し上げて今、指定管理を決めさせていただくというような状況にあるわけですが、その意味では、責任の重さは痛感はいたしておりますが、それらに同意、そういう意味では判断するとか、そういったことは当然求められることではありますけれども、いわゆる債務に対する責任を個人的に負うというところまでは、考えてはいないところです。

○栗田議長

須藤議員。

○須藤議員

債務に関しては、多分相殺してもですね、出て発生するというふうに見込まれるということですので、債務の処理をですね、出資配分でJ Rの方も受け入れたと、行うということですので、ここはJ Rさんもその大手なので、間違いないと思いますが、町側としてですね債務に出た金額に関して、今の町長の答弁ですと、そのお金に関してはですね、やはり税金で賄うと、見るということに、それから出資もすでに使い果たして1千万ぐらいあるところですか。これらについても、税金で賄うと。実際はその財産として計上されてるけど、それをなかったことにするというふうな手続きなるかと思いますが、両方合わせるとかなりの金額なるわけですね。これを税金で賄うというような考え方で、すべてをですね、という考えでおられるわけですね。

○栗田議長

町長。

○町長

税金でという言葉は須藤議員がお話しされるわけですが、町の負担でやっていくという考えです。

それは、例えば税金なのか、例えば、町の財源として様々な財源がありますから、交付税の一部を活用する。それから、そういったことはあるかと思いますが、税金が100%ということではないかもしれませんが、町としてそれらを負担をしていくというようなことでぜひともさしていただく。

これはあの、言ってみれば取締役会の構成メンバーとしては、町長、議長、それから町の監査委員が町側の構成員です。

そしてまた、J R側としては事業部長、或いは会計課長が取締役であり、監査役でもあ

りますが、そういった形で、まずはそういう構成になっております。その中でずっと運営をしてきて、最終的に閉めるという段階に、その形が結集というか姿がぐっとう現れてしましますが、この間やっぱり赤字体質はずっと続いてきたと思っています。

それらに見切りをつけるというところが今回の判断というふうと考えての今の内容なわけですが、あとまた当然と言えば当然のことではあるんですが、先ほど申し上げたＪＲさん側との出資割合の応分の負担をしてもらう、しあうということについては、これは、私の方で、まずきちんとＪＲ側にその話をお伝えしました。

それで、最初のうちは、できれば町の方で、この部分を何とかという雰囲気もちょっと出たところもありますが、そこは、私としては、これまでのいわゆる資金が伴うもの、或いは大きな修繕を含めて、町が積極的というかその部分は担ってきたので、最後はその協定書にあるように、応分な形でぜひお願いしたいというふうなお話をさせていただきました。

ＪＲさん側としてはお客さんを送り込むといいますか、呼び込みといいますか、そういった役割をすごく第３セクターの会社として求めたかもしれませんが、なかなか当初から見ると、その部分での効果ってあんまり正直期待に応じてないというところもございすし、あとまた、いわゆる人材ということでも、ホテル、ＪＲさん側から総支配人という形で歴代送っていただいたわけですが、現場の責任者として頑張っていたものの、やはりホテルに関するプロパーという人材はほとんどいらっしゃらないという実態もあります。

やっぱり鉄道屋さんがホテルに出向でこられてというところで、そんなこともあって、いわゆる運営自体をそう途中すごく好転をしたというのは、正直なかなか難しかったのかなと思いますので、ここに至ってまず閉めるということからすれば、最後はなんていいですか、本当はＪＲ側としても、町で全面的にという期待も無きにしも非ずな雰囲気がちょっとあったんですが、そこは少なくとも、先ほど申し上げた出資割合に応じた形で負担をしてもらうということについて、合意といいますか、そんなふうに合意にいたりしたので、あとは、それに向かって淡々と進めさせていただきたいというふうに思っております。まずはそんなところです。

○栗田議長

須藤議員。

○須藤議員

最後になりますけども、繰り返しになりますけども、今お話された経営がね、なかなか好転しなかったということも含めて、町民にやはりきちっとですね、説明をきめ細かにお願いしたいと思います。それから、債務のその処理の仕方ですね、責任っていう話も出てきましたけど、そこも含めてですね、やはり住民の方に理解できるように説明を、まず行っていただきたいと。お願いします。以上です。

○栗田議長

はい。他に質疑ありませんか。はい、矢口議員。

○矢口議員

1 番、矢口です。議第105号、星川議員、須藤議員も質疑されました。そういった中で、ちょっと改めて伺いたいと思います。

グリーンバレー神室振興公社も、当時を振り返れば、国鉄と町が運営するんだということで、町民にとっても大変夢というか、希望も与えてくれました。そういう中で、歴代町長も取り組んでまいりました。

そういうような状況の中で、社会状況の変化、大変厳しい状況の中で、今回、町長も、今回の決断をせざるを得なかったっていうことが、本当に大変なことだっただろうと、そんな思いもしております。

その辺の点と、そしてまた、3月には神室振興公社取締役会を開催して、先ほどの質問、質疑にもありましたように、解散するんだということがあります。これから実際解散して、新しいライズ社と大平ホテルさんが指定管理者となって運営してくれると思いますが、その辺期待はしておりますけれども、その辺に対する町長の思いというのを改めて伺いたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。矢口議員はそれこそ発足当時から、なんていうか、グリーンバレー神室振興公社の発足当時からその推移、状況をつぶさに分かってらっしゃる議員だと思いますので、特にそして地元にあるグリーンバレー神室でありますから、思い入れも人一倍強いというところも、理解するところでもあります。そんな意味で、随所でその関連するご質問なりご意見をいただいたということも記憶しているところでもあります。

その中で今回それこそ、会社そのものは、平成9年12月でしたか、実際的には10年だと思っておりますけれども、そんな形で設立をして、今年で27、28年なりますでしょうか。

それでこう、閉める方向に、会社を閉める方向に向いてきたということで、その閉める年に私が社長役ということでは、できればずっといい形であれば継続ということが一番望むわけですが、なかなかその見通しっていうのは、立てなかったということから、様々な議論の中で、言葉での苦渋の選択というふうなことを使わせていただきますけれども、そういう形で、これには当然会社を閉じるということは従業員の皆さんにも、そういったマイナスの影響が当然出てくる。そういったこともありますから、従業員の皆さんへの説明も、この間やりながら、納得までいかないかもしれませんが理解を求めるということで、お話、説明はさせていただいたところでもあります。

そういった流れで、JRさん側とも協議を進め、そして、まず今年度解散するというこ

とについては致し方ないということで、取締役会でそういう話し合いについても決議をしたところでありますから、それにかわる形、やはりグリーンバレーの持つ魅力といえますか素材の大きさといえますか、そういったものをやはりより活かしていただける方法としては、第3セクター方式よりもということで、民間の事業所で様々なアイデアとかサービスの技術とか、そういったものをお持ちだろうということで、昨年度からサウンディング調査なども行いながら、それに対してその指定管理ということを担当いただける、適切な事業者さんということで、模索をしてきたといえますか、そういったことがあったかと思えます。

その中で、途中、ご説明申し上げましたけれどもサウンディング調査自体には、8社、9社も名乗りを上げていただいたということで、すごく大きな期待もこちらとしてはしましたが、いざやっぱり公募が始まった段階で、3社というところでは、若干の物足りなさということはちょっと私からはちょっと、でも気持ちとしてはそんな感じもしなくはなかったんですが、ただ、その3社が誠意をもってプロポーザル審査会に臨んでいただいて、今回、本当になんていうんですか、公正な形で審査結果も出た。そういう意味では、審査を尊重させていただきながら、そして今回担当いただける二つの指定管理の事業者さんに大きな期待をして、本当にそのグリーンバレー、或いは街角交流施設が、その持つ可能性、魅力、そういったものをより広げてもらうことを期待をしながら、その意味では、ただ単に事業所さんにボンとそれだけで頼みますというだけではなくて、やはり町との連携を当然やりながらというふうになろうかと思えます。そういった形でより効率性、或いはサービス性の向上とか、そういったものを、そういった事業者さんが担当いただくことで、発揮していただけるのではないかとそういうことで、まず期待をして今回プロポーザル審査結果を聞いたところであります。

○栗田議長

矢口議員。

○矢口議員

はい。やっぱりライズさんも、今、指定管理を受けてくれて、ライズさんの構想というか、会社の状況もしっかり分かってきているという状況にあると思います。それに、大平ホテルさんも、今、県内では頑張っている業者でもありますので、その人たちがやっぱり頑張ってくれるんだったら、グリーンバレー神室一帯も、順調に運営されるのではないかなと、そのように思っております。

当然やっぱりグリーンバレー神室の活性化なくして、金山町の発展も私はないと、そんな思いでいるぐらいの神室グリーンバレーの思いがあります。そういうことで今回、取締役会が終わった後で令和8年の4月1日からは、新しい企業体で運営してくれるということで、今町長からも答弁ありました。町も連携してということですから、ぜひそのJVの会社が順調に運営されるように、町としても支援というか、ぜひ応援をして欲しいな

と、そんな思いで質問を終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第105号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第105号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第105号は、原案のとおり可決されました。

これで議案審議を終わります。

これで、本臨時会の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年12月 金山町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員